

会報

社団法人
消費税期限内納付
推進運動

(発行所) 社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
☎ 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 森和夫
(編集) 広報委員 廣田秀雄
(編集責任者) 広報委員長 廣田秀雄
(印刷所) 広報委員 中央印刷(株)

■URL <http://www.kashiwahoujinkai.or.jp> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp



旧吉田家住宅歴史公園(柏市)

平成24年 千葉県法人会連合会 新年賀詞交歓会(千葉市)

会員数/千葉県40,678社 (社)柏法人会4,354社 (平成24年2月末日)

■表紙解説

旧吉田家住宅歴史公園

吉田家は江戸時代の花野井村(現・柏市花野)の地主にして、小金牧の牧士の家系です。牧士とは小金牧を管理し、農民でありながら乗馬や笛字弾刀を許された人々です。相馬一族の出で、平安時代から続く家系によると現在の当主は43代目にあたるといいます。

旧吉田家住宅は柏市指定文化財です。主屋・書院をはじめとして附属屋に至るまで江戸時代末期に建設された一連の建物が庭園や堀井戸などの工作物とともに現存しており、屋敷林や庭園を含めて比較的良好な状態で伝えられ、江戸末期に遡る大型民家の屋敷構えを良好に伝えるものとして貴重な存在です。

- 休園日 月曜日(祝日のときは翌日)、年末年始(12月29日・1月3日)
- 開園時間 午前9時30分～午後4時30分
- 入場料 無料
- 問い合わせ先 旧吉田家歴史公園管理事務所
- 四七・三三・七〇〇七



柏法人会会員

- ・法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- ・e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の広場

Q (問)

数日前、小さな会社を運営する知人が、「退職した元社員が、突然残業代の支払いを請求してきた。いまでも、そんなことはなかったのに聞いたが、弁護士に話を聞いたら、支払わなくてはならないと言われ、困っている」と言っていました。私も会社を運営しているので、我が社でもそのような請求がされないか心配です。そこで、残業代の請求に関して、基本的なことや対策を教えていただけないでしょうか。

A (答)

1 未払残業代問題

近年、労働者の権利意識の高まりや不況によるリストラの増加など、様々な社会状況の変化から、労働者が会社に対して未払残業代の請求をするという事象が急増しています。特に、会社を退職する社員が、会社に対して未払残業代を請求することが多いようです。

この点、①労働基準法などで、労働者の権利は手厚く保護されており、未払残業代を請求された場合、請求が全く認められないという例は稀であること、②残業代については、時間外労働で基本給の25%増、深夜ではさらに25%増になるなど、高額になることが多く、多くの労働者をかかえる会社においては、未払残業代の支払いが経営を圧迫しかねないこと、③問題の対応を誤ると、労働基準監督署の是正勧告などを含めて、企業イメージが悪くなることなど、未払残業代問題は会社にとって重大な問題となっています。

2 対策

基本的には、残業した分については、会社に残業代の支払義務があります。つまり、未払残業代問題については、事後に請求されてから対応策を考えるというのでは既に遅く、事前の対策、具体的には、無駄な残業をさせないための対策や残業代を払うにしても、最低限で済むように法的な対策を採ることが不可欠です。

主な対策としては、以下のようなものがあります。

(1) 残業をする場合には申告させ、上司の許可を必要とする制度にする

残業をする際には、申請書を提出するよう就業規則で定め、所属長の許可が下りたときだけ残業を認めるという制度です。これによって、無駄な残業が増えることを防止できます。

(2) 定額残業代制の導入

定額残業代制とは、規定の時間分の残業代をあらかじめ給料に含ませるという制度です。ただし、この制度を導入する場合には、①基本給と割増賃金部分が明確に区別されていること、②割増賃金部分には、何時間分の残業代が含まれているかが明確であること、③②を超過した場合には、当然その差額を支払うこと、などといった点に注意する必要があります。

(3) 変形労働時間制の採用

変形労働時間制とは、労働基準法に定められた「1週40時間・1日8時間」の労働時間の制限を、一定期間にわたって平均化して所定労働時間を設定するという制度で、分かりやすいと、あらかじめ忙しい時期の労働時間を長く設定し、暇な時期の労働時間をその分短く設定しておくというものです。これによって、「残業時間」を減らすことができます。

この他にも、労働時間管理の徹底化や、振替休日の利用など、様々な対策が考えられます。

3 最後に

以上のように、未払残業代の問題は、会社経営者には無視できない重大な問題となっており、また、すべての会社で起こり得る問題となっています。

上で述べた対策は、就業規則の変更などが必要な場合があり、また、どのような対策を採るべきかは、個々の会社に応じて異なってくるので、弁護士や社会保険労務士といった専門家に相談することをお勧めします。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 前田敬)

弁護士法人よつば総合法律事務所では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っています。ご相談の際は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所 柏市柏1-5-10 水戸屋楽器ビル4階

TEL 04-7168-2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/> 代表社員弁護士 大澤一郎